

秋田県公安委員会規則第12号

傍受令状の請求及び傍受ができる期間の延長の請求をすることができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年11月29日

秋田県公安委員会委員長 柴田寛彦

傍受令状の請求及び傍受ができる期間の延長の請求をすることができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則

傍受令状の請求及び傍受ができる期間の延長の請求をすることができる司法警察員の指定に関する規則（平成12年秋田県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「刑事部」を「刑事部、交通部」に改める。

附 則

この規則は、平成28年12月1日から施行する。